

2026年禁止表国際基準の主な変更点について

世界アンチ・ドーピング機構（WADA）および日本アンチ・ドーピング機構（JADA）より「2026年禁止表国際基準」が発表されました。今回の改定でも、アスリートの健康保護を最優先に、いくつかの重要な変更が加えられています。剣道愛好家、指導者、および医療従事者の皆様は、以下の変更点を確認し、適切な対応をお願いいたします。

1. 常に禁止される物質（競技会時・競技会外を問わず禁止）

- S1. 蛋白同化薬（筋肉増強剤）
 - **内容:** 成分名の後に「エステル類を含む」と明記されました。
 - **補足:** 本体成分だけでなく、吸収を促進させたり効果を持続させたりするための「誘導體（関連物質）」もすべて禁止対象となります。名称が僅かに異なるという理由で、規制を回避することは認められません。
- S2. ペプチドホルモン、成長因子、関連物質および模倣物質（赤血球を増やす薬など）
 - **内容:** 新たに「ペグモレサタイド」が禁止リストに追加されました。
 - **補足:** 赤血球を増加させて持久力を不正に向上させる新薬です。重度の貧血治療に用いられることがありますが、スポーツにおいては使用が禁止されています。
- S3. ベータ2作用薬（喘息の吸入薬など）
 - **内容:** 喘息の吸入薬であるサルメテロールに関して、24時間で最大200 μg という部分に変更ありませんが、新たに「8時間以内に吸入してよい量は100 μg まで」という制限が加わりました。
 - **補足:** 1日の総上限量だけでなく、短時間での過度な使用も制限の対象となります。症状悪化時に連続して吸入を行うと、意図せず規定違反となるリスクがあるため、慎重な管理が必要です。
- S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬
 - **内容:** アロマトラーゼ阻害薬の「 α -ナフトフラボン」や、AMPK活性化薬の「BAM15」が追加されました。
 - **補足:** これらは脂肪燃焼や代謝を不自然に変容させる成分であり、海外製のサプリメント等に含まれる事例があります。服用のみで減量や筋力増強が可能と謳う製品の摂取には、特段の注意を払ってください。

2. 常に禁止される方法

- M1. 血液および血液成分の操作（一酸化炭素の吸入など）
 - 内容: 「一酸化炭素（CO）の吸入」が新たに禁止されました。
 - 補足: 一酸化炭素を吸入して意図的に低酸素状態を作り出し、赤血球を増加させようとする特殊な手法が禁止対象です。なお、医療機関での肺機能検査における使用は、従来通り制限されません。
- M3. 遺伝子および細胞ドーピング
 - 内容: 禁止対象に「細胞小器官」が明記されました。
 - 補足: 細胞単位だけでなく、細胞内の器官（核、ミトコンドリア、リボソーム等）を注入して持久力を高めるような、微細レベルの処置も禁止行為として定義されました。

3. 競技会時に禁止される物質

- S6. 興奮薬（集中力を高める薬など）
 - 内容: 「フルモダフィニル」や「フラドラフィニル」が禁止物質の例として明記されました。
 - 補足: 脳を覚醒させ、集中力を高める薬剤です。インターネット等で「スマートドラッグ」として流通していることがあります。
- S9. 糖質コルチコイド（ステロイド剤など）
 - 内容: 薬が体内に長期間残留する「徐放性製剤（じょほうせいせいざい）」への注意が強調されました。
 - 補足: 徐放性製剤は有効成分の放出を遅くするため、体内から消失するまでの期間（ウォッシュアウト期間）が非常に長くなります。ウォッシュアウト期間後であっても、当日の検査で陽性反応が出る可能性があるため、治療計画の策定には十分な注意が必要です。

参考：[ウェビナー「2026年禁止表国際基準と主な変更点」 | JADA クリーンスポーツ・アスリートサイト](#)